

四	三	二	一	件	平	省	○
發行方法	用振の法發号名	等替條律行稱	法項及の	三十年と	平成三十一年八月	令第三十號	財務省告示第
	のび根及び	及び記	の	九年お	を	三十	債の發行等
	適そ拠			月	成	年	第

三十一条第一項の規定に基づき、  
日に発行した利付国債の発行条  
告示する。  
十一日  
財務大臣 麻生 太郎

## 五

口イ

方募

## 六

イ

発

行争非者特国  
入価・別債  
札格第参市  
發競I加場

入価 入価・別債 行争非者特国  
札格行札格第参市及入価・別債  
發競 發競II加場び札格第参市  
行争額行争非者特国發競I加場

入価法入  
札格決  
發競定  
行争の

でた条特千国項九額發四う額  
二利第別九債の十面行十ち面  
千付一會百に規万金し七、金  
八国項計八つ定円額た条特額  
百債のに十いに、で利第別で  
九に規関六て基同一付一會一  
十つ定す億はづ法兆国項計兆  
六いにる九、き第五債のに八  
億て基法千額發六千に規関千  
円、づ律四面行十百つ定す九  
額き第百金し二七いにる十  
面發四十額た条億て基法四  
金行十万で利第五はづ律億  
額し七円二付一百、き第円

込募各当も各發  
み限国ての申行  
の度債るか込一  
応額市。らみと  
募の場そのい  
額範特のうう  
を圃別応ち。  
割内參募応  
りに加額募  
当お者を価  
ていご順格  
るてと次の  
。各の割高  
申応りい

口	イ	一	發	振額最	ハ	口	イ	七
国	入	価	發	替	低	行	争	非
債	札	格	行	行	額	入	債	者
市	發	競	価	單	・	別	債	特
場	行	爭	格	位	札	格	第	國
			日	金	第	參	市	
				發	參	市	發	
				競	市	發	競	
				II	競	I	競	
				加	加	場	II	
				場	競	行	加	
額	格	錢	額	平	す	額	の	特
面	五	面	成	る	の	記	替	條
金	厘	金	三	。	整	載	法	九
額	以	額	十	数	又	の	別	利
百	上	百	年	倍	は	規	付	第
円	の	円	八	の	記	定	会	項
に	そ	に	月	金	錄	に	億	計
つ	れ	つ	一	額	は	よ	百	債
き	ぞ	き	日	に	、	る	千	の
百	れ	百	よ	最	振		億	に
円	の	円	る	低	替		七	規
四	応	四	も	額	口		六	律
十	募	十	の	面	座		万	額
三	価	二	と	金	簿		五	基

十九  
八  
七  
六  
五

十  
四

十  
三  
二

払者入払元償償  
込札場利還還  
期参所金金期  
日加支額限  
予以

初利入価・別債行争非者特  
期札格第参市及入価・別  
利発競Ⅱ加場び札格第参  
子率行争非者特国發競Ⅰ加

平財日額平をそ払毎  
成務本面成支の期年  
三大銀金三払日と二  
十臣行額十う以し月  
年から百二。前、一  
八月通に八月支及  
一日通知つ月間払び  
日をき一に期八  
受け百日属に月  
た者円すお一  
るい日利てを  
子、支

額  
面  
金  
額  
期  
×  
年  
百  
円  
に  
つ  
月  
月  
期  
百  
円  
る  
い  
利  
子

後第  
の二  
利期  
予以

す  
る  
期及翌行を、三。  
×  
に  
つ  
い  
て  
同  
じ  
。い  
。て  
規  
定  
次  
号  
、  
日  
う  
算  
に  
式  
セ  
て  
号  
支  
當  
た  
に  
月  
ン  
に  
算  
を  
、  
支  
出  
支  
下  
は  
払  
し  
払  
、  
期  
た  
期

次それが金と平年  
号の銀額し成〇  
、三。  
日び営休支次十一  
に第業業払の一パ  
つ十日日う算年一  
い五にに。式二セ  
て号支当たに月ン  
同じ払ただよ一ト  
じおうるしり日  
いへと、算を  
て以き支出支  
規下は払し払  
定、、期た期

錢  
七  
厘